

参加者の有無を確認する公募手続きに係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和 8 年 1 月 5 日
庄内川河川事務所長 鈴木 高

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、中部地方整備局庄内川河川事務所の令和 7 年度 小里川ダム維持修繕工事に
関する公示である。

対象となる令和 7 年度 小里川ダム維持修繕工事は、小里川ダム管理支所管内におけ
る維持修繕工事及び、出水等による応急維持工事を行うものである。

よって、本維持修繕工事は、前年度の当該地域における維持修繕工事受注者を契約の
相手方とする契約手続きを行う予定者（特定予定者）としているが、特定予定者以外の
者で以下の応募要件を満たし、本維持修繕工事の契約を希望する者の有無を確認する目
的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者（以下、「応募認定者」という。）が
いる場合にあっては、一般競争入札にて調達を実施するものとする。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

2. 工事概要

- (1) 工事件名 令和 7 年度 小里川ダム維持修繕工事
- (2) 施工範囲 小里川ダム管理支所管内
なお、施工範囲は別図を参照のこと。
- (3) 作業内容 小里川ダム管理支所管内の維持修繕工事を行う。
塵芥処理工 1 式（V＝約 1 0 0 m³）、法覆護岸工 1 式（連接ブロ
ック張約 4 0 m²）、応急維持工 1 式
なお、詳細は別添資料「工事説明書」参照のこと。
- (4) 工 期 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日

3. 応募要件

参加意思確認書の提出書に付す応募要件は次のとおりとする。

- (1) 基本的要件
 - ①予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該
当しない者であること。
 - ②中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7・8 年度の維持修繕工
事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法
律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平

成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和 7・8 年度一般競争参加資格の再認定を受けていること)

なお、地域維持型建設共同企業体(以下「地域 JV」という。)で競争に参加しようとする者は、「競争参加者の資格に関する公示」(令和 5 年 1 月 6 日付け中部地方整備局長)に示す地域 JV としての資格の申請を一般競争入札に移行後において競争参加資格確認申請書の提出期限までに申請し、開札の時までに認定を受けていること。

ただし、本工事について、同一の企業が、単体、経常建設共同企業体又は地域 JV のいずれかの形態をもって同時に入札参加することは認めない。

- ③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- ④中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)が発注した工事のうち、令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 4 年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。
なお、当該工種とは、22 工種の各工種区分をいう。
- ⑥「本工事に係る以下に掲げる設計業務等」以外の業務のうち以下に示す発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

庄内川河川事務所に係る以下の業務

- ・令和 7 年度 庄内川河川積算技術業務 日本振興・PS 設計共同体
- ・令和 7 年度 庄内川河川技術審査業務 (一社)パブリックサービス
- ・令和 7 年度 庄内川河川資料作成業務 建設技術研究所・大增コンサルタンツ設計共同体
- ・令和 7 年度 庄内川河川工事監督支援業務 (株)東建工営

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

- ⑦入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ) 子会社等(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下、同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑧建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、以下に所在すること。

また、経常建設共同企業体及び地域 JV として申請書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

・本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。

岐阜県：多治見市、瑞浪市、土岐市、美濃加茂市、可児市、加茂郡全域、可児

郡全域、中津川市、恵那市

ただし、上記に示す区域に所在するものが支店又は営業所である場合は、岐阜県内に本店が所在すること。

⑨警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑩予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 実績に関する要件

①平成 22 年度以降に、元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、地域 JV 以外の場合は出資比率が 20%以上の場合のもの、地域 JV の場合は出資比率 10%以上のものに限る（乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない））。

経常建設共同企業体及び地域 JV にあつては、いずれかの構成員が、平成 22 年度以降に元請けとして以下に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。）

同種工事：河川・ダムにおける維持修繕工事（又は作業）の施工実績

類似工事：道路における維持修繕工事（又は作業）の施工実績

(3) 配置予定技術者について

①次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を当該工事に配置できること。

1）監理技術者を配置する場合は、1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

- ・ 1 級建設機械施工管理技士の資格を有する者
- ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。（旧選択科目の「農業土木」でも可））、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」（旧選択科目の「農業土木」でも可）、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者
- ・ 以降に記載する 2）に示す要件に該当する者のうち、発注者から建設工事（本工事同様の工事種別のみ考慮する）を直接請負、その請負代金の額が 4,500 万円以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者（指定建設業 7 業種以外の 22 業種の場合）
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ・ 1 級土木施工管理技士又は 1 級建設機械施工管理技士の合格を通知されて

いる者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から6ヵ月以内に限る。）

2) 主任技術者を配置する場合は、1) に示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。

- ・ 2級土木施工管理技士（種別一土木）の資格を有する者
- ・ 2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）の資格を有する者
- ・ 登録基幹技能者講習を修了した者（「国土交通省告示第435号（平成30年3月15日）」を参照）
- ・ 建設業に係る建設工事（維持修繕工事）について、土木工学、都市工学、衛生工学、交通工学に関する学科を卒業後、以下の実務経験を有する者であること。
 - a. 高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）、専修学校専門課程5年以上
 - b. 高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）、専門士3年以上
 - c. 大学（旧大学令による大学を含む）、高度専門士3年以上
- ・ 建設業に係る建設工事（維持修繕工事）に関し10年以上実務の経験を有する者
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（「建設業法施行規則第7条の三」及び「国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）最終改正：平成28年5月17日 国土交通省告示第746号」を参照）
- ・ 2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から6ヵ月以内に限る。）

②同一の者が上記（2）に掲げる工事（平成22年度以降の実績でなくても良い）の経験を有する者であること（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、地域JV以外の場合は出資比率が20%以上のもの、地域JVの場合は出資比率10%以上のものに限る（乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。））。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

経常建設共同企業体にあつては、一人で（3）① 1）の基準を満たし、上記（2）に掲げる同種工事の実績を有した技術者を構成員の何れかで1名、配置できること。残りの構成員においては上記の（3）① 1）の基準を満たす技術者を配置できること。

なお、入札後の措置として、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の3

倍未満で契約した企業においては、上記（３）① １）の基準を満たし、上記（２）の同種工事の実績を有した技術者を１名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

また、地域 JV にあつては、構成員のうちの１社が（３）①の基準を満たし、上記（２）に掲げる同種又は類似工事の実績を有する配置予定技術者を当該工事に配置できるとともに、その他の構成員も配置予定技術者を当該工事に配置できること。なお、制度運用については次のとおりとする。

（a）甲型の地域 JV の場合

- 一 下請契約の額が 4,500 万円未満となる場合又は下請契約を締結しない場合は、全ての構成員は主任技術者を工事現場毎に設置しなければならない。また、請負金額が 4,000 万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。
- 二 下請契約の額が 4,500 万円以上となる場合は、特定建設業者たる構成員１社以上が監理技術者を設置しなければならない。その他の構成員は主任技術者を設置しなければならない。また、設置された監理技術者及び主任技術者は専任でなければならない。
- 三 上記第１号又は第２号の規定にかかわらず、次に掲げる構成員（代表者でなくても可とする）が監理技術者（監理技術者の設置を要しない場合は主任技術者）を専任させる場合は、その他の構成員が設置する配置予定技術者は専任を求めない。

イ 構成員に一般土木工事の有資格業者を含む場合

土木工事業の許可を有し、中部地方整備局における令和５・６年度一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者のうちいずれかの者

ロ 構成員に一般土木工事の有資格業者を含まない場合

土木工事業の許可（構成員に土木工事業の許可を有する特定建設業者が含まれる場合は、土木工事業に係る特定建設業の許可）を有し、発注工事に対応した中部地方整備局における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の工事種別（以下「工事種別」という。）において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者（等級区分のない工事種別を含む組合せの場合は、当該工事種別の有資格業者を含む。）のうちいずれかの者

（b）乙型の地域 JV の場合

- 一 分担工事に係る下請契約の額が 4,500 万円未満又は下請契約を締結しない場合は、当該分担工事を施工する建設企業は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならない。なお、分担工事に係る請負金額が 4,000 万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。
- 二 分担工事に係る下請契約の額が 4,500 万円以上となる場合は、当該分担

工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。

また、設置された監理技術者は専任でなければならない。

(c) 配置予定技術者の専任期間

地域 JV が、配置予定技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても工事が明らかに行われていない期間は工事現場への専任は要しない。

ただし、発注者と地域 JV の間で専任を要しない期間が設計図書又は打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

③ 配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）があること。

なお、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるとみなす。

④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤ 本工事は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

(4) 技術力に関する要件

① 小里川ダム管理支所管内で発生する緊急的な維持作業に対して対応が可能な体制※を有すること

※緊急的な維持作業に対して対応が可能な体制とは、夜間及び土日祝日を含めて、監督職員との連絡及び現地の確認等が可能な状況を想定している。

4. 手続等

(1) 担当部局

①契約関係

〒462-0052 愛知県名古屋市中区福徳町5丁目5番地

中部地方整備局 庄内川河川事務所 経理課

電話：052-914-6712、メールアドレス cbr-keishona@mlit.go.jp

②技術関係

〒462-0052 愛知県名古屋市中区福徳町5丁目5番地

中部地方整備局 庄内川河川事務所 管理課

電話：052-914-6714、メールアドレス cbr-shonai01@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和8年1月5日（月）から令和8年1月15日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分から18時00分まで）

交付場所：上記(1) ①に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和８年１月１５日（木） １２時００分

提出場所：上記(1) ①に同じ。電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

(4) 質問の受付期限、場所及び方法

受付期限：令和８年１月８日（木） １７時００分

提出場所：上記(1)①に同じ。電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

(5) 質問の回答日、場所及び方法

回 答 日：令和８年１月１３日（火）、１４日（水）の２日間

回答方法：庄内川河川事務所 １階 ロビー 閲覧場所において回覧に付する。

(6) 参加意思確認書の内容確認ヒアリングの実施連絡

実施する場合の連絡日：令和８年１月１５日（木）

実施場所：上記(1) ②に同じ。

(7) 審査結果通知予定日

通知予定日：令和８年１月２２日（木）

通知方法：電子メールによる。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本語通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) ①に同じ。

(3) 詳細は別添資料「工事説明書」による。

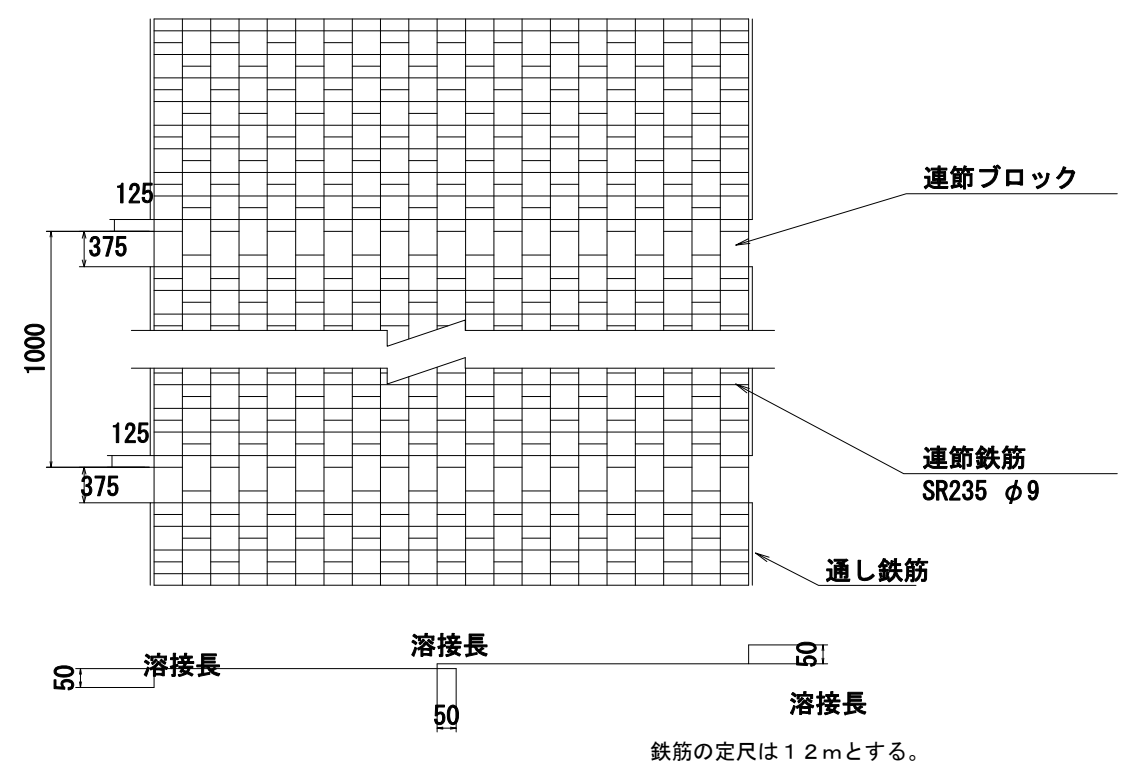
位置図



工 事 名	令和 7 年度 小里川ダム維持修繕工事		
図 面 名	位置図		
年 月 日			
縮 尺	—	図面番号	1 / 2
会 社 名			
事務所名	庄内川河川事務所		

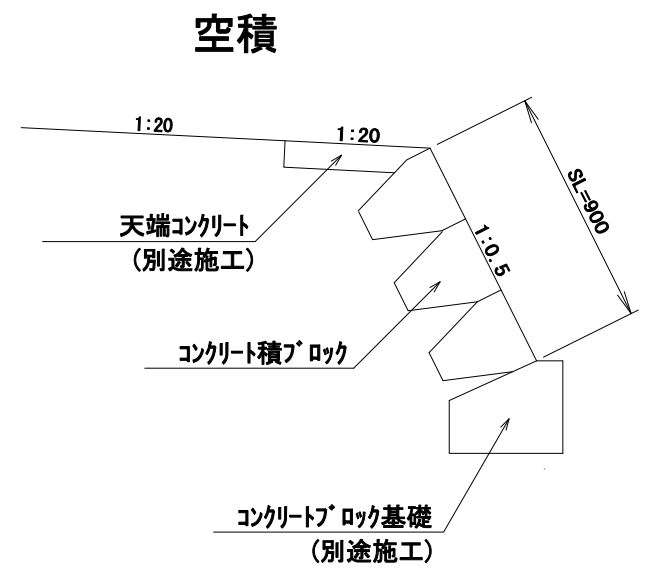
法覆護岸工及び付属物設置工詳細図

連節ブロック張
S=1:20



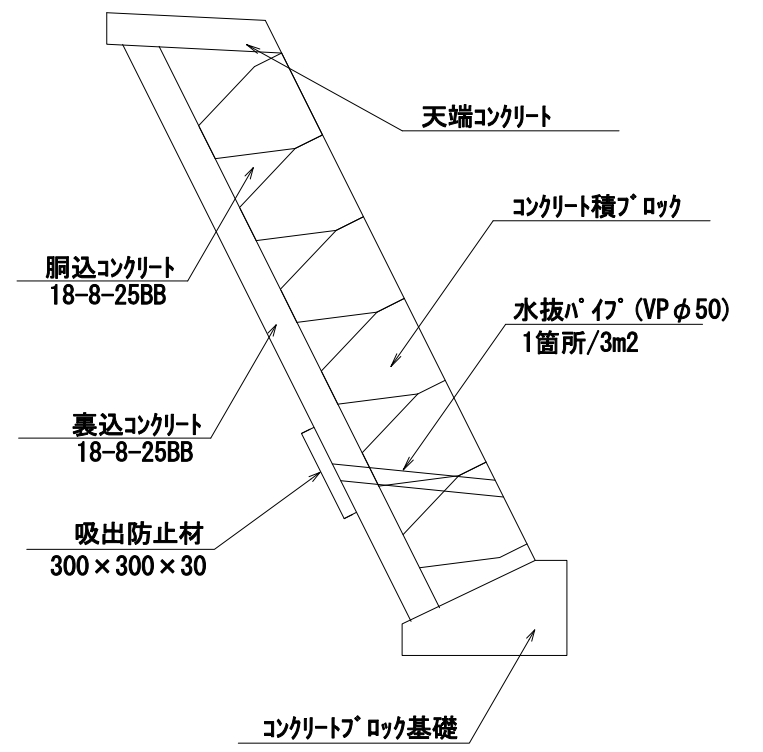
連節ブロック張 材料表 100m2当り				
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
連節ブロック	凸型 50×30×15cm	m2	100	連節鉄筋SR235φ9含む 参考質量 54.5kg/個

コンクリートブロック積
S=1:20

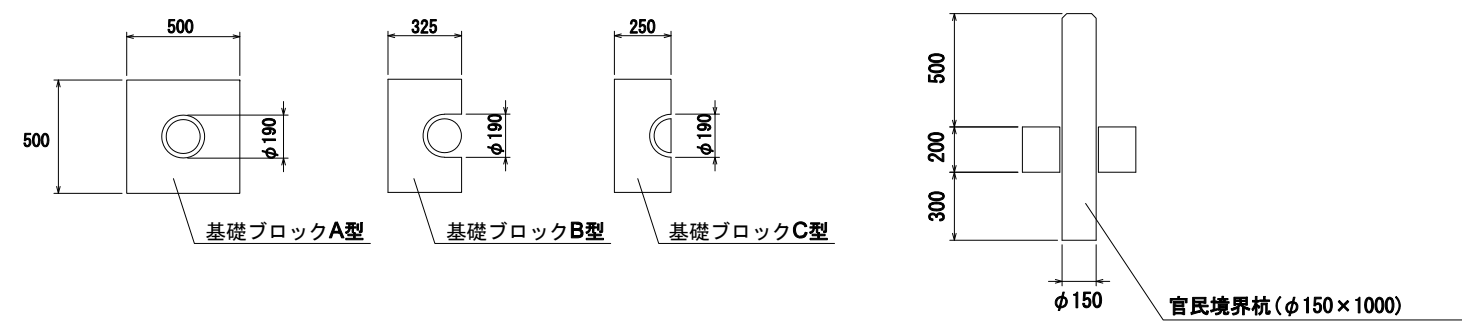


コンクリートブロック積(空積) 材料表 100m2当り				
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
コンクリート積ブロック	JIS滑面 控350	m2	100	参考質量 31.5kg/個

練積(参考図)



境界杭
S=1:20



境界杭 材料表 100本当り				
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
官民境界杭(河川)	φ150×1000	本	100	発成品
基礎ブロック (官民境界杭用)		個	100	発成品

工事名	令和7年度 小里川ダム維持修繕工事			
図面名	法覆護岸工及び付属物設置工詳細図			
年月日				
尺度	図示	図面番号	2/2	
会社名				
事務所名	庄内川河川事務所			